

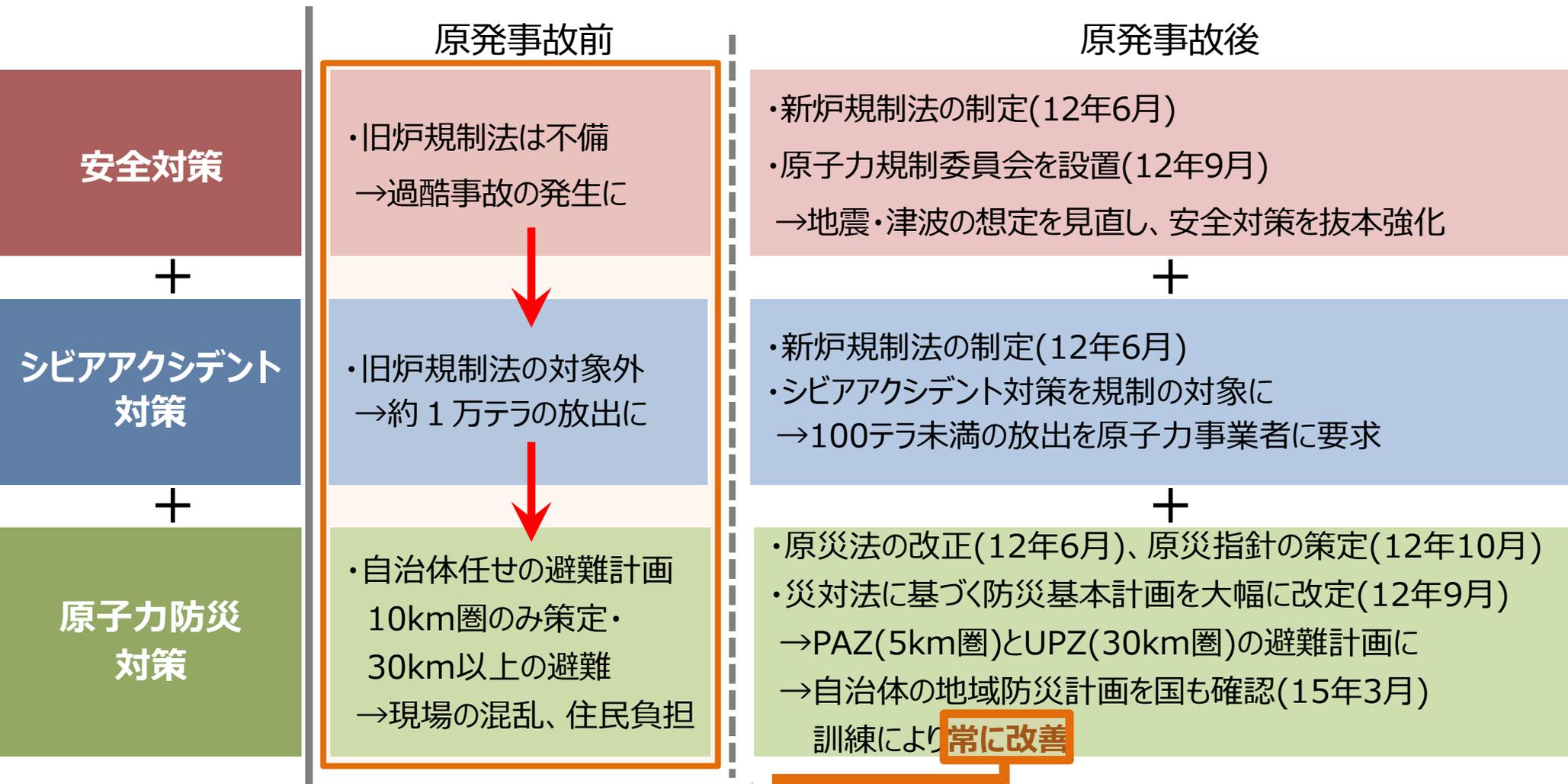
(案)

原子力災害対策充実にに向けた考え方（概要）

～福島教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～

平成28年3月11日

福島教訓と全国知事会提言



全国知事会（会長：山田京都府知事）の2つの提言(15年7月29日)

今回合会の決定(16年3月11日)

- 主として安全対策 「原子力発電の安全対策及び防災対策に対する提言」
(原子力発電対策特別委員会 西川委員長)
- 主として原子力防災対策 「国の施策並びに予算に関する提案・要望」
(危機管理・防災特別委員会 泉田委員長)

- 全国知事会提言への国の回答
- 「原子力災害対策充実に向けた考え方」
～福島教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～

1. 実効的な避難計画の策定に向けて

【問題意識】

- 避難を実施する際、国の役割と自治体の役割を明確にする。
- 自治体の現場の視点から見た、放射線防護措置の実効的な方法(放射性物質の拡散計算の活用、安定ヨウ素剤の事前配布など)を明確にする。

(1) 国と自治体の役割の 明確化

•原子力災害の状況に応じ、**国が指示**(即時避難、屋内退避等)。**自治体**は、地域の実情を勘案し、住民に対して**具体的な避難等を指示**。

•特に、自然災害を原因とする**緊急の避難が必要になった場合**、人命最優先の観点から、**自治体が避難指示**を行う。

(2) 大気中放射性物質の 拡散計算の自治体による活用

•自治体の**避難計画の策定**にて、**拡散計算を活用可能**。
•地域の実情に応じ、自治体が**拡散計算を保有することも可能**。
国は財政支援。

•**自治体**が訓練や緊急時に避難指示等を行う際、自らの責任と判断で**拡散計算を参考情報として活用可能**。
•**原子力事業者**は自治体の求めに応じ、**拡散計算の情報を提供**。
•規制委は緊急時には活用しないとしている。**国は、緊急時の情報提供のあり方について、自治体と調整**。

(3) 安定ヨウ素剤の配布

•**UPZ(30km圏)**においても、緊急時の配布が困難な場合、**自治体の判断で事前配布可能**。

•**地域の実情に応じた事前配布方法**の検討を実施。

•**通勤通学者等への配布方法**も整理。

以上の対応方針を明確にし、防災基本計画を速やかに修正する

2. 事故収束及び被災者支援の充実に向けて

【問題意識】

- 重大事故に備え、実動組織の協力体制を明確にする。
- 民間事業者や自治体の職員が、高線量下において、被災者支援活動を行う際の環境を整備する。

(1) 実動組織

- 事故収束活動の支援活動や被災者支援活動に参加。
- 平時から地域の実情に応じたチームを編成し、サイトの状況や事故収束活動や避難に関する情報を共有。訓練を活用し、その実効性を検証。
- 緊急時は、各実動組織の部隊の長のうち、あらかじめ定められた者が、自治体と連携しつつ臨機応変に調整し、対応する。

(2) 民間事業者 国・自治体職員

- 自治体が、バス会社、石油会社、建設会社等と被災者支援に関して協定を結ぶ。
- さらなる実効性の向上のため、協定で定めておくべき事項を国がマニュアル等において明示。
 - 放射線防護資機材の整備
 - 経費や損害に対する補償等
- 国家公務員の原子力災害時の特殊勤務手当を整備。
- 自治体の条例による特殊勤務手当の整備を促進。

(3) 原子力事業者

- 事故収束のため、「緊急時対応チーム」を組成。
- 必要な装備・資機材を整備。日常的に訓練も実施。
- 事業者全体で協力して、「緊急時支援組織」を組成。
- 被災者支援のため、「被災者支援活動チーム」を組成。
- 必要な装備・資機材の整備等、被災者支援活動について「原子力災害対策プラン」を取りまとめる。

速やかに対応する事項

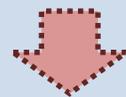
(1)防災基本計画及び
原子力災害対策マニュアル
を修正又は改訂

(2)本決定を受けた地域防災/
避難計画の内容の更なる
具体化・充実化を支援

(3)原子力規制委員会にて、
必要な対応がなされる
ことを期待

原子力防災の不断の向上へ向けて取り組んでいく事項

(4)国と全国知事会との意見交換を継続し、国の施策に反映



(5)必要に応じて、法改正の検討を行う